

前半

前期議長（奴間健司）就任の所信表明（2011年5月）

第1に、魅力と豊かさある古賀市を目指す。古賀市の持てる特徴を最大限に生かし、市民の皆様の幸せ、環境、福祉、子育て、教育、そして産業振興など魅力あるまちづくりを実現するため、議会として19名の議員全員で積極的に役割を果たすよう努力する。

第2に、開かれた議会の充実を目指す。議会だよりの充実や議会のインターネット中継、録画の配信、議会ホームページの充実、議会主催の報告会の開催、市民が傍聴しやすい環境整備に取り組む。

第3に、議会の役割を発揮するために努力。議案に対する活発な質疑、決算審査の充実と予算や施政方針への反映、各常任委員会における所管事務調査と提言、各種団体との意見交換等の充実に取り組む。議会全体での研修会、議会基本条例の制定や第4次総合振興計画の策定について取り組む。

第4に、民主的な議会運営。日ごろからの議員同士のコミュニケーションに加え、議員連絡会の定期開催、必要に応じた会派代表者会の開催、正副議長と事務局との定期的打ち合わせなどに取り組む。

第5に、議会事務局の充実。議会事務局の職員が仕事をしやすい環境整備に配慮し、議員の調査研究活動、政策づくりなどに対するサポート体制の充実に向けて配慮する。



前半

インターネット議会中継に至る合意形成の経験

①検討期間

- ア) 検討開始：2011年6月3日
- イ) 会派代表者会議等での検討
- ウ) 同意確認：2012年1月18日（同意11人、不同意6人）
- エ) 市長の最終判断と全協での合意：2012年1月30日
- オ) インターネット中継開始：2012年6月5日

②検討してきたテーマ

- ア) 議会公開と議場老朽化対策は必要との共通認識
- イ) インターネット中継・録画配信はいまや標準的服务
- ウ) インターネット利用率が高齢者でも増加し、障がい者にとっては必需ツールとなっている
- エ) 初期投資・維持管理費は導入議会の拡大とともに安価傾向
- オ) 合意形成と並行して老朽化対策・デジタル化の予算要求を提出
- カ) 定住化、企業誘致さらには防災や市民参画の審議会等の中継にも役立つので、予算は議会費でも効果はまちづくり全般に及ぶ



前半

会期中の委員会の審議日程を事前に公開しました

審議する議案名とその審議順番

議案名と順番

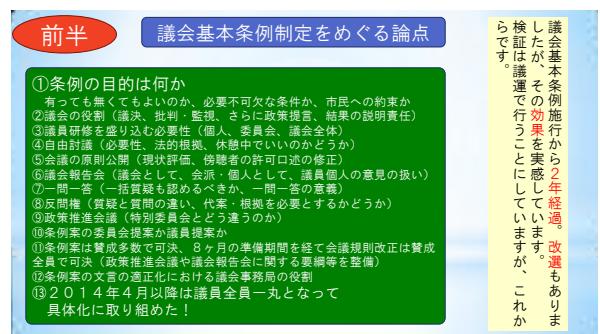
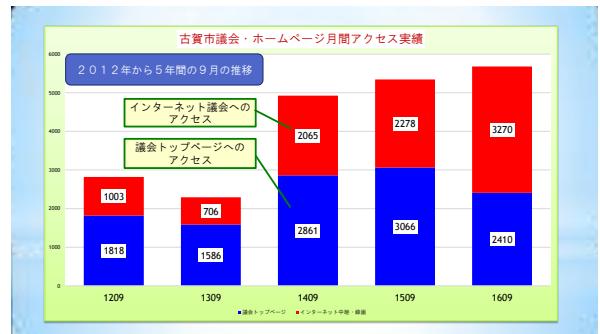
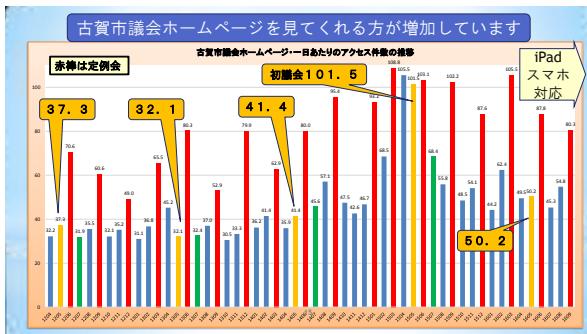
会議日程

前半

政務活動費の収支報告をインターネット公開しました（2015年1月21日）

2014年度分から領収書・収支報告・調査報告をインターネット全面公開へ

2013年2月・政務活動費交付条例の透明性確保を明記

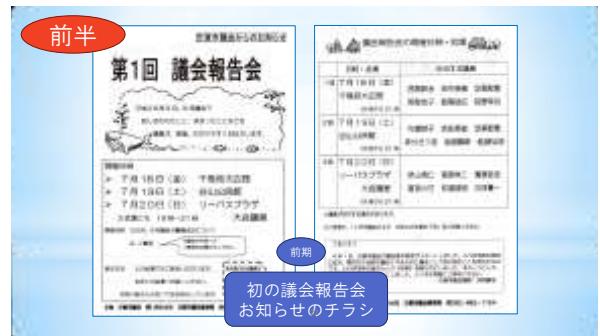
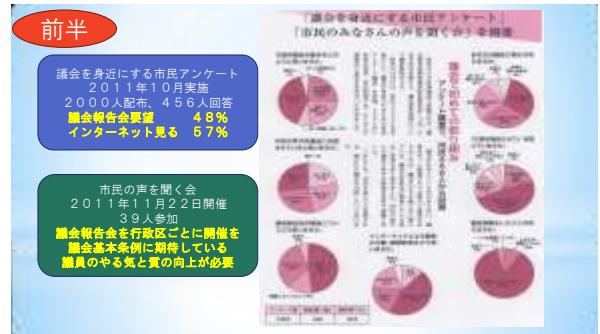


西予市議会の議会基本条例・注目点

(政策立案、政策提案及び政策提言)
第9条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正又は決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し政策提言を行う。

(自由討議の状況)
第10条 議会は、合議制の機関であることを基本に公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
2 議会は、議員による討論の場であることを認識し、**議長は、議員相互間の討議を中心とした運営を努めるものとする。**
3 議会は、**面対面**による議員相互間の討議を拡大するため、**政策、条例又は意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。**

(調査機関及び検討会等の設置)
第11条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、**有識者等で構成する調査機関を設置することができる。**
2 議会は、必要があると認めるときは、**面対面**の調査機間に議員を構成委員に加えることができる。
3 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。
4 第1項の調査機間及び**面対面**の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。





西予市議会の報告会

市民と議会 意見交換会

名前、性別、年齢、学年、職業、会員登録、会員登録料金、会員登録料金支払い方法

各議題に対する意見交換会の時間 40分

会員登録料金支払い方法 15分

会員登録料金支払い方法



前半

一問一答

議長裁量で一問一答を16年前から導入

- 2000年8月に申し合わせ事項の改正
- 一般質問で一問一答が実施される（持ち時間は30分）

議会基本条例で一問一答を正式に規定

- 2014年4月1日から施行
- 基本条例 第9条

議会の会議における議員と市長等との質疑応答は、市政上における論点および争点を明確にするため、**一問一答の方式**で行うことができる。

前半

反問権付与

議会基本条例で反問権付与を規定

- 基本条例 第9条第2項

議会の会議及び委員会において、市長等は、議員の質問、政策提言、議員提出議案等に關し、議論を深めるため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

確認書(抜粋)

- 反問の内容が、議員が行った質問・質疑の範ちゅうから逸脱していると議長もしくは委員長が判断したときは發言を中止できる。
- 一般質問ならびに施政方針質疑で反問に対する議員の答弁時間は、持ち時間に算入しない。
- 市長等は、反問権を行使するときは論点、争点を明確にするという趣旨を十分踏まえるものとする。

議会基本条例で定めた反問権等の運用について
議長と市長で確認書に調印（2014年3月27日）

30 実績はまだありません。

前半

請願・陳情

議会基本条例で市民による政策提言と位置付け

●基本条例 第6条第4項
議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、**提案者の説明および意見を聴く機会を設けることができる。**

從来の請願審査

- ①所管委員会に付託
- ②紹介議員から願意の説明
- ③紹介議員に対する質疑
- ④休憩中に請願者の意見、質疑
- ⑤再開して討論、採決
<今後の課題>
- 請願者の意見聴取のルール化

陳情

- ①陳情文をコピーして全議員に配布
- ②議会により記載

前半

請願者の意見を正式に聞く機会を実現

議会基本条例で市民による政策提言と位置付け

●基本条例 第6条第4項
議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合は、**提案者の説明および意見を聴く機会を設けることができる。**

紹介議員の説明と質疑が終了したあと、5分以内という条件で請願者から意見をお聞きしました。

市民建産委員会 (2015年1月19日)
文教厚生委員会 (2016年9月5日)

前半

自由討議の活用①

議会基本条例で自由討議尊重を規定

●基本条例 第4条第1項
議員は、議会が論議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、**議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。**

会議規則で自由討議の運用を規定

●会議規則第52条の2、第115条の2
質疑終了後、議長（委員長）が必要があると認めたとき又は動議があつたときは、会議に諮って**自由討議を行なうことができる。**

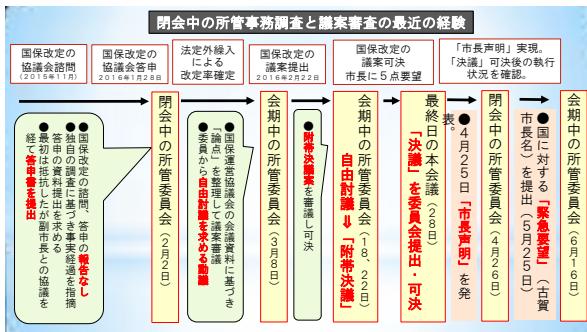
●会議規則第60条、第122条 質疑、自由討議又は討論が終わつたときは、議長（委員長）はその終結を宣言する。

前半

自由討議の活用②

議会基本条例施行前に自由討議を試行

- 2013年12月議会
補正予算審査で休憩中に自由討議を試行
- 総務委員会で自由討議を活用**
- 2014年6月議会
総務委員会に付託された議案審査（自治基本条例策定委員会設置条例）で自由討議を活用
- 決算特別委員会で自由討議を活用**
- 2014年9月議会
決算審査で質疑終了後、公共交通の在り方について自由討議を行い6人が発言。委員長報告に盛り込む。
まち・ひと・しごと特別委員会で自由討議
- 2015年9月～12月 各会派・議員の意見を基に自由討議
- 市民建産委員会で自由討議を経て「附帯決議」「決議」**
- 2016年3月議会 国保税改定に伴う市長への要望



前半

タブレット活用

資料をPDFファイルで提供

- 2013年3月議会以降
議連メンバーで那覇市議会の先進事例を視察研修
- 2013年7月（政務活動）
議連で那覇市議会のタブレット活用を視察
- 2014年7月29日
9月議会最終日に報告。執行部に早期検討を提言。

本会議、委員会へのパソコン等の持ち込みを許可
すでに多くの議員が活用しています

Googleドライブを活用した資料、日程、名簿などの共有から着手

那覇市議会の視察風景

前半

賛否の公開

議会だよりで全議案の議員ごとの賛否を掲載

- 2005年3月から主な議案賛否、2012年から全議案
- 押しボタン式表決システムを導入**
- 2014年6月議会
- 会議規則第70条（起立等による表決）に押しボタン式表決を規定。賛成、反対を明確にした。



●押しボタンによる採決後、議長は「投票総数：人、賛成・人、反対・人、よって可決・否決」と口述。
 ●可否同数の場合には、直ちに議長裁決とする。以前は投票を行っていたが、可否同数が明確であることから投票を省略することが可能となった。

会議規則第70条（起立等による表決）の第3項、4項に「押しボタン式表決」について定めた。

37

今期議長（結城弘明）の立候補の際の所信表明（2015年5月）

行動指針

前期に施行した議会基本条例に基づき、二元代表制の元、執行部とは建設発展的に議論し、可能な限りの議員総意を求め、その最終の意志に基づき即行動。議会内では建設的な議論を経てオリジナリティに富んだ古賀市議会の形成に努力

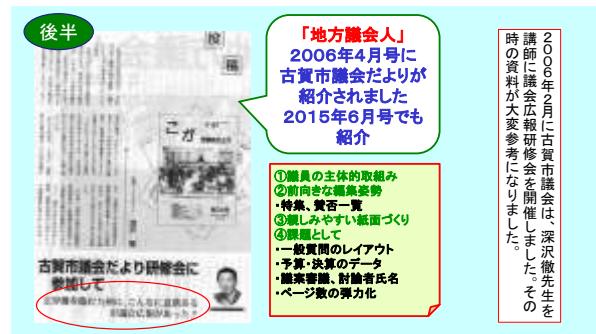
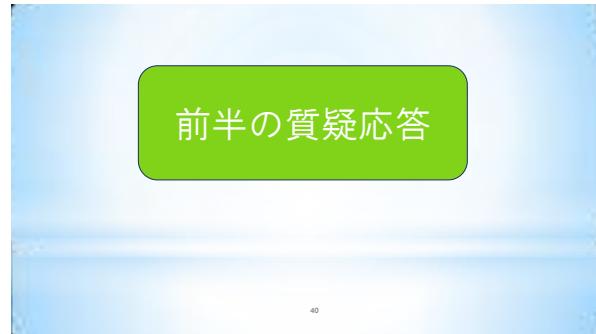
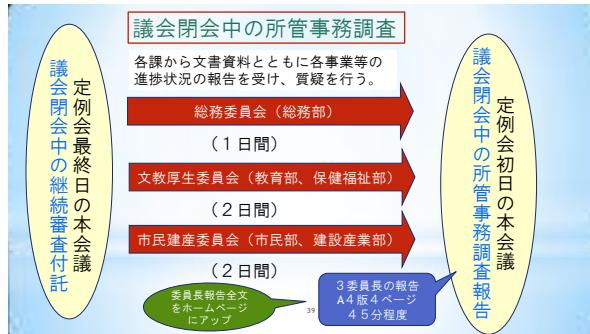
1 議会運営（よりやすい議会の構築）

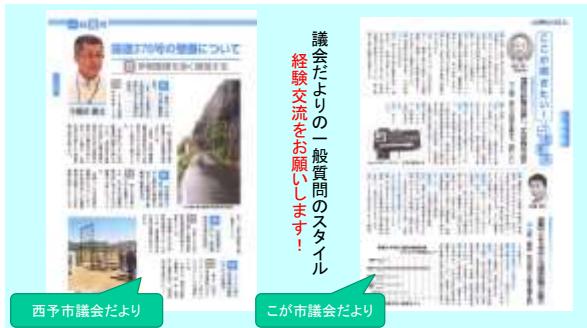
- (1) 議会の可視化の拡充
 - ①インターネット配信の有効活用と使用促進のための周知
 - ②議会報に関する市民アンケート、必要かつ親しまれる広報
- (2) 議員間の情報の共有
 - ①府内研修の充実
 - ②タブレット端末の有効活用や情報機器活用に向け執行部に働きかけ
 - ③視察実行には書類の委員会は可能な限り対応し情報を得る。

2 まちづくりへの施策について

- (1) にぎわいと希望ある古賀市を創る
 - ①まちづくり推進委員会を復活し、審査、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿し特別委員会での体制づくり
 - ②人口増加率について三世代が定住できる環境づくり
 - ③土地の有効活用で経済の活性化
- (2) 積極的政策提言、執行部の評価・支援、県・国への働きかけ

40





後半

地域公共交通総合研究所の小嶋光信理事長を講師に研修会
福岡県中部十市議会の200人が参加（2014年10月29日）

議員全員で研修会を開催
政策提言に生かしたい

「交通政策基本法」
「地域公共交通活性化再生法」
国の政策は大きく変わった

後半

議会研修会の開催
課長、係長等を講師にテーマ別の研修会

前期は、財政、高齢者、産業、土地、教育、健康、農業の7テーマで実施。
今期も、財政、健康問題、水道行政をテーマに実施。

前半 今期

荒木教育長（当時）を
講師に研修会
2012年11月7日

財政問題研修会
2015年8月11日

健康づくり問題研修会
2016年5月23日

水道行政研修会
2016年10月21日

50

後半

今期

政策推進会議
政策テーマ選定に向けて発表会を実施
(2015年10月19日)

地域公共交通をテーマに決定各会派・議員等で
公共交通の構想（案）を提出し
議員間討議を実施

今期の政策推進会議

政策推進会議で研修会
九州運輸局の方を講師に
公共交通について学ぶ

2016年2月18日
第1委員会室

地域公共交通政策研究所の
研究員を講師に
研修会を開催

2016年5月20日
第1委員会室

52

バス乗務員から説明を聞きました

バスの中でアンケートに記入する高校生

2016年8月上旬
全議員が市内の路線バスに乗車して
現状調査を行いました。

乗客から直接聞き取りもしました

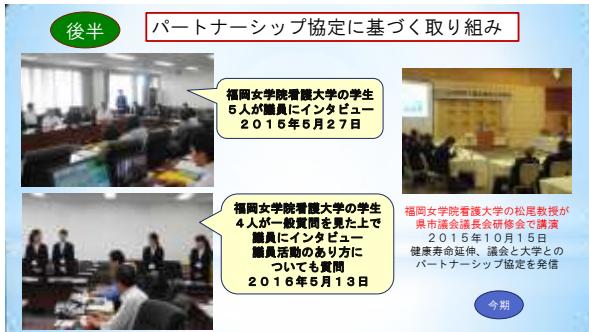
朝夕は通勤・通学で多かったです

2016年8月～9月10日
公共交通に関するアンケート
私たちの予想を遥かに超える
件の回答が寄せられました
994件の回答にはご意見がびっしり記入されていました

わざわざ手帳を貼って郵送してくれた方もたくさんいました

994件の回答をパソコンで集計

「利用しない」と回答した方の改善意見



後半

早大マニフェスト研究所「議会改革度調査2014」

九州・沖縄で第1位の評価
(2014年度)
2015年9月22日(日)新聞報道

古賀市32位 九州トップ

古賀市議会の評価

日経新聞社(2013年度)

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革度
ランキング

古賀市議会の
評価の推移です

2014年、2015年度
2年連続で九州・沖縄で
第1位の評価

早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査結果

評議会	情報共有	住民参加	機能強化
2014年	32位	30位	30位
2015年	1位	1位	1位

後半

議会改革度調査2015
ランキング
総合順位と個別順位

情報共有
23位
住民参加
86位
機能強化
62位

ランクが問題ではない。自己診断に役立てることが大事。

古賀市議会の取り組みが月刊・「ガバナンス」に
紹介されました(2015年12月号)

「政策推進会議」を核へ
議会の政策提唱力を充実へ

後半の質疑応答

ご清聴ありがとうございました。
今後も情報交換、経験交流をお願いします。